

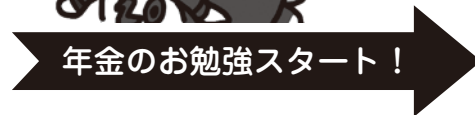
**「資格期間」とは?**

- 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- サラリーマンの期間  
(船員保険を含む厚生年金や共済組合等の加入期間)
- 資格期間に加えることができる期間
  - ①昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間
  - ②平成3年3月以前に学生だった期間
  - ③海外に住んでいた期間
  - ④脱退手当金の支給対象となった期間 など

※今から保険料を納めて年金を受け取れるようになったり、年金額を増やしたりすることもできます。  
詳しくはねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004へ



受給するには手続きが必要です！  
対象になる場合は、ねんきんダイヤル☎0570-05-1165で予約して手続きを！



年金のお勉強

 1時限目 「そもそも国民年金って？」





年金がもらえるなら、欲しいけど…そもそも、どうしたらいいのかな？手続きは必要なの？

20歳になったり、会社を退職したら、忘れないで国民年金加入の手続きをしてね。年金に加入している人を被保険者と呼ぶんだけど、国民年金の被保険者は職業などによって3つのグループに分かれていて、手続きの場所や納め方が違うの。



|         | 第1号被保険者                                                                           | 第2号被保険者                                                                             | 第3号被保険者                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|         |  |  |  |
| 加入者     | 農業・自営業・学生など                                                                       | 厚生年金に加入している人                                                                        | 第2号被保険者に扶養されている配偶者                                                                  |
| 手続きの場所  | 年金事務所<br>市役所・各サービスセンター                                                            | 勤務先                                                                                 | 配偶者の勤務先                                                                             |
| 保険料の納め方 | 自分で納付                                                                             | 給与から引き落とし                                                                           | 個人納付なし                                                                              |

平成29年度 第1号被保険者の保険料：1万6490円（月額）  
付加保険料（※）： 400円（月額）

※付加保険料：希望により納付が可能なもので、保険料にプラスして納付をすることで、将来受給する老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができます。付加保険料のみの納付はできません。





**お得情報① 「前納」すると保険料が安くなる！**

「前納」とは、一定期間分の保険料を前払いすることです。前納をすることで、**保険料が割引**されます。  
※平成29年度から**納付書（現金）**と**クレジットカード**でも前納ができるようになりました。  
※**申し込み月から翌年（翌々年）3月までを納付書で前納**することもできます。割引額については、越谷年金事務所か保険年金課年金係に問い合わせてください。

**お得情報② 「早割」すると保険料が安くなる！**

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、当月末日振替の「早割」にすると、1か月あたり**50円**の割引になります。

|                                 | 納め方      | 平成30年度の申し込み期限                               | 受付窓口                | 平成29年度の割引額<br><参考> |
|---------------------------------|----------|---------------------------------------------|---------------------|--------------------|
| 2年前納<br>(4月分～翌々年3月分)            | 口座振替     | 平成30年2月28日                                  | 金融機関<br>越谷年金事務所     | 1万5640円/2年         |
|                                 | 納付書（現金）  | 平成30年4月20日                                  | 越谷年金事務所<br>保険年金課年金係 | 1万4400円/2年         |
|                                 | クレジットカード | 平成30年2月28日                                  | 越谷年金事務所             | 1万4400円/2年         |
| 1年前納<br>(4月分～翌年3月分)             | 口座振替     | 平成30年2月28日                                  | 金融機関<br>越谷年金事務所     | 4150円/1年           |
|                                 | 納付書（現金）  | 平成30年4月20日                                  | 越谷年金事務所<br>保険年金課年金係 | 3510円/1年           |
|                                 | クレジットカード | 平成30年2月28日                                  | 越谷年金事務所             | 3510円/1年           |
| 6か月前納<br>(4～9月分)<br>(10月～翌年3月分) | 口座振替     | 平成30年2月28日（4～9月分）<br>平成30年8月31日（10月～翌年3月分）  | 金融機関<br>越谷年金事務所     | 1120円/6か月          |
|                                 | 納付書（現金）  | 平成30年4月20日（4～9月分）<br>平成30年10月19日（10月～翌年3月分） | 越谷年金事務所<br>保険年金課年金係 | 800円/6か月           |
|                                 | クレジットカード | 平成30年2月28日（4～9月分）<br>平成30年8月31日（10月～翌年3月分）  | 越谷年金事務所             | 800円/6か月           |
| 早割(当月末振替)                       | 口座振替     | 振替開始の約2か月前<br>(タイミングにより変動あり)                | 金融機関<br>越谷年金事務所     | 月々50円              |

※平成29年度の2年・1年・6か月（4～9月分）の前納申し込みは終了しました。

**電子納付：**インターネットなどで、納付書にある情報を入力することで保険料を納めることができます。  
手数料がかかる場合がありますので、詳細については、利用する金融機関に問い合わせてください。  
●インターネットバンキング ●モバイルバンキング ●Pay-easy表示のあるATM ●テレフォンバンキング

年金のお勉強 ☹️ 2時限目 「納付がむずかしいときは？」



…う～ん。今のボクには、年金保険料を払いたくても払う余裕がないよ～！  
助けて！にゃんきんちゃん～！！なにが方法はないかなあ？



それは大変！でも、大丈夫。所得が少ないときや失業等により  
保険料を納めることができないときは、申請すると保険料が免除される制度があるのよ。

学生納付特例

- 在学中の保険料納付が猶予されます。  
学生納付特例の期間は、年金を受けるための期間として計算されますが、老齢年金額には反映されません。
- 所得審査対象：本人のみ
- 主な必要書類  
在学期間が確認できる学生証や在学証明書

納付猶予

- 50歳未満の人の保険料納付が猶予されます。  
納付猶予の期間は、年金を受けるための期間として計算されますが、老齢年金額には反映されません。
- 所得審査対象：本人・配偶者
- 主な必要書類  
失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など

申請免除

- 一定の所得以下の人は保険料の全額や一部が免除されます。  
全額免除や一部免除を受けた期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢年金額が少なくなります。
- 所得審査対象：本人・配偶者・世帯主
- 主な必要書類  
失業特例を受ける人は離職票や雇用保険受給資格者証など

法定免除

- 障害年金（1級・2級）や生活扶助を受給している人の保険料が免除されます。  
保険料を全額納付したときに比べて将来の老齢年金額が少なくなります。
- 主な必要書類  
障害年金受給者は障害年金証書



- 申請先 越谷年金事務所もしくは保険年金課年金窓口（サービスセンターでは申請できません）  
※所得の審査があるため、申請した場合でも承認されないことがあります。審査の内容については、越谷年金事務所へ問い合わせてください。

年金のお勉強 😊 3時限目 「もらえる年金の種類は？」



家計のやりくりはとっても大変。  
頑張って年金保険料を払ったら、どんな年金がもらえるのがしら？



もらえる年金は、大きく分けて3種類よ。国民年金は一生のリスクに対する備えなのよ。

- 詳細は越谷年金事務所か保険年金課年金係に問い合わせてください。

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金です。  
老齢基礎年金を受給するためには、10年以上保険料を納める必要があります。

※納めた期間に含めることができる期間

- 免除や猶予を受けていた期間
- 厚生年金や共済年金に加入していた（第2号被保険者）期間
- 第2号被保険者に扶養されている配偶者だった期間
- 日本国籍の人が海外に居住していた期間

| 平成29年度支給額            | 年 額      | 月 額     |
|----------------------|----------|---------|
| 満額<br>(480月納付した場合)   | 77万9300円 | 6万4941円 |
| 10年間<br>(120月納付した場合) | 19万4825円 | 1万6235円 |



遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったときに、子どもがいる配偶者や子どもが受け取る年金です。  
遺族基礎年金を受給するためには、亡くなった人が一定期間保険料を納めている必要があります。



| 平成29年度支給額                                                  | 年 額                  | 月 額                 |
|------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------|
|                                                            | 77万9300円<br>(+子の加算※) | 6万4941円<br>(+子の加算※) |
| ※子の加算 ・2人目まで：年額22万4300円（1人当たり）<br>・3人目以降：年額 7万4800円（1人当たり） |                      |                     |

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者になったときに受け取る年金です。  
障害基礎年金を受給するためには、初診日までに請求するための要件を満たしていることが必要です。  
また、障害認定の審査には細かい確認事項や、法令で定められた書類の提出が必要です。



| 平成29年度支給額                                                  | 年 額                  | 月 額                 |
|------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------|
| 1級                                                         | 97万4125円<br>(+子の加算※) | 8万1177円<br>(+子の加算※) |
| 2級                                                         | 77万9300円<br>(+子の加算※) | 6万4941円<br>(+子の加算※) |
| ※子の加算 ・2人目まで：年額22万4300円（1人当たり）<br>・3人目以降：年額 7万4800円（1人当たり） |                      |                     |

20歳前傷病による障害基礎年金受給者の皆さんへ

20歳前傷病による障害基礎年金を受給している人は、毎年7月に所得状況届（または診断書）が日本年金機構から送付されます。  
提出期限は7月31日です。忘れずに草加市役所保険年金課年金窓口へ持参か郵送してください。

年金のお勉強 😊 4時限目 「どんなときに手続きが必要なの？」



いろいろ手続きをしてきたけれど、今後はどんな時に手続きすればいいのかしら？

年金を受け取っている場合に必要な手続きをまとめてみたよ！参考にしね。



| 誕生月がきたとき                                                                                                                                                                     | 住所や年金の受取先を変えたいとき                                                                                                                      | 年金受給者が亡くなったとき                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年金受給者現況届の提出                                                                                                                                                                  | 年金受給者住所・受取機関変更届の提出                                                                                                                    | 年金受給権者死亡届の提出                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>●住民票コードや個人番号を収録済み※の人は、提出が不要です。</li><li>●住民票コードや個人番号が未収録の人や加給年金を受けている人などには、毎年誕生月に日本年金機構から現況届が送付されます。必要事項を記入して日本年金機構へ返送してください。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●住民票コードや個人番号を収録済み※の人は、住所変更届の提出が不要です。</li><li>●年金受取先を変更する場合は、受取機関変更届を越谷年金事務所に提出してください。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●死亡届の提出が必要です。亡くなった人の年金証書及び死亡を証明する書類を添付し、速やかに届け出をしてください。届け出が遅れると、年金の過払いで、後日遺族に返納義務が生じる場合があります。</li><li>●未支給年金や遺族年金の請求が可能な場合がありますので、越谷年金事務所か保険年金課年金窓口にご相談してください。</li></ul> |

※自分の住民票コードや個人番号が収録されているか不明な人は、**越谷年金事務所**に問い合わせてください。

東日本大震災により被災された被保険者の皆さまへ  
(国民年金保険料免除のお知らせ)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。また、国民年金保険料の免除および学生納付特例を審査するときは、所得の審査をしないことになります。対象期間や申請手続きについては、越谷年金事務所に問い合わせてください。

熊本地震により被災された被保険者の皆さまへ  
(国民年金保険料免除のお知らせ)

熊本地震で被災した人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の全額もしくは一部が免除されます。対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、越谷年金事務所に問い合わせてください。

問い合わせ一覧

●日本年金機構 越谷年金事務所  
厚生年金・国民年金に関する問い合わせ

〒343-8585 越谷市弥生町16-1越谷ツインシティBシティ3階  
☎048-960-1190 (代表) FAX048-960-7220  
月曜日(祝日の場合は翌日) 8:30~19:00  
火~金曜日 8:30~17:15  
休日相談日(第2土曜日) 9:30~16:00

「**国民年金の納付書を郵送**してほしい」「私の**年金額はいくら?**」「**納め忘れていた保険料**はあるかしら?」などの問い合わせや年金に関する**書類の再発行**を希望するときは、越谷年金事務所へ



＜電車の場合＞  
東武スカイツリーライン  
越谷駅東口から徒歩2分

＜車の場合＞  
越谷駅東口駐車場を利用してください

●草加市役所 保険年金課 年金係 国民年金に関する問い合わせ  
☎048-922-1596(直通) FAX048-922-3178

月・火・木・金曜日 8:30~17:00  
水曜日 8:30~21:00  
日曜日 9:00~12:30

※水曜日夜間と日曜日は日本年金機構が閉庁しているため、詳しい確認が必要な裁定請求などの受付はできません。



＜おもな対応業務＞  
・国民年金への加入(付加年金も含む)受付  
・国民年金の免除申請や学生納付特例申請の受付  
・障害基礎・遺族基礎年金などの裁定請求書受付 など

●ねんきんダイヤル

・ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ  
☎0570-058-555  
・一般的な年金相談に関する問い合わせや相談予約  
☎0570-05-1165

●日本年金機構ホームページ

・年金加入者・受給者に関する情報が豊富！  
・年金額の簡易試算もできます！  
<http://www.nenkin.go.jp>



国民年金に上乗せ！ 国民年金基金とは？

国民年金基金は、国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。将来、国民年金に上乗せして受け取ることができます。また、国民年金基金の掛金は、税法上、全額が社会保険料控除の対象です。

埼玉県国民年金基金

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル2階  
<http://www.kokunenkin.or.jp>

☎ 0120-65-4192  
☎ 048-838-7575  
FAX 048-838-7570

